

飯能市建設工事請負指名業者選定要領に関する運用基準

(平成14年2月1日決裁)

1 趣 旨

この基準は、飯能市建設工事請負指名業者選定要領（平成14年2月1日決裁）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業者選定における評価の視点

工事成績評定及び工事成績簡易評定による評価結果並びに経営状況等を指名業者の選定に反映させるための評価の視点は、次の表に掲げるところによる。

区 分	評 価 の 視 点
専門技術力	工事の特性に応じた施工技術力を有する。
	施工条件を勘案した設計変更ができる。
	施工条件を勘案した施工計画が立案できる。
マネジメント力	施工体制がしっかりしている。
	要求した工期を遵守できる。
	安全対策を適切に実施し、事故なく工事を完了できる。
	要求した品質を満足できる。
	住民、関係機関、近接他工区との調整・対応に協力できる
保証力	履行保証能力がある。
経営力	業務量に応じた経営規模の企業である。
社会性等	災害時の危険地点や要因など地域の事情を熟知している。
	自然災害発生時など緊急・非常時に対処できる。
	倫理感を有する。
	当該工事・事業に関する情報発信（PR）能力がある。
技術者の余力	当該工事現場における施工の技術上の管理をつかさどるために必要かつ適正な技術者を有する。
建設業の許可区分	当該工事を請け負って施工するための適正な建設業の許可を有する。

3 業者選定基準

競争入札に付す土木工事及び建築工事における指名業者の選定に当たっては、次に掲げる基準に当該工事の技術的・社会的特性等を総合的に考慮して選定するものとし、その他の工事にあつては、その都度市長が定める。

(1) 格付

① 土木工事

工事対象額	格付
2千万円未満	市内業者 特に指定なし 市外業者 B、C
2千万円以上4千万円未満	市内業者 特に指定なし（工事に応じ、格付をすることができる。）市外業者 A、B、C
4千万円以上2億円未満	A、B
2億円以上	A

② 建築工事

工事対象額	格付
2千万円未満	市内業者 特に指定なし 市外業者 B、C
2千万円以上5千万円未満	市内業者 特に指定なし（工事に応じ、格付をすることができる。）市外業者 A、B、C
5千万円以上5億円未満	A、B
5億円以上	A

(2) 経営事項審査総合評点

① 土木工事

工事対象額	総合評点
1千万円未満	1, 100点未満
1千万円以上2千万円未満	500点以上1, 200点未満
2千万円以上4千万円未満	500点以上1, 300点未満
4千万円以上2億円未満	700点以上
2億円以上	850点以上

② 建築工事

工事対象額	総合評点
2千万円未満	1,100点未満
2千万円以上5千万円未満	500点以上1,100点未満
5千万円以上1億円未満	700点以上1,200点未満
1億円以上5億円未満	700点以上
5億円以上	850点以上

(3) 資本金

① 土木工事

工事対象額	資本金の額
2千万円未満	3百万円以上
2千万円以上4千万円未満	1千万円以上
4千万円以上3億円未満	2千万円以上
3億円以上5億円未満	5千万円以上
5億円以上	1億円以上

※市内業者については資本金の額の1/2とする。

② 建築工事

工事対象額	資本金の額
2千万円未満	3百万円以上
2千万円以上5千万円未満	1千万円以上
5千万円以上5億円以上	2千万円以上
5億円以上10億円未満	5千万円以上
10億円以上	1億円以上

※市内業者については資本金の額の1/2とする。

(4) 過去の実績（工事高）

① 土木工事

経営事項審査における過去2年間の平均当該工種年間工事高によって実績を評価する場合には、次の表に掲げるところによる。ただし、当該工事と同種で同程度以上の施工実績を提出させ、その実績によって評価する場合には、この限りでない。

工事対象額	過去2年間の平均当該工種工事高
1千万円未満	特に指定なし
1千万円以上2千万円未満	1千万円以上
2千万円以上4千万円未満	2千万円以上
4千万円以上1億円未満	4千万円以上
1億円以上	当該工事対象額（千万円の位を切り捨てた億単位の額とする。）以上

※市内業者については過去2年間の平均当該工種工事高の1/2とする。

② 建築工事

経営事項審査における過去2年間の平均当該工種年間工事高によって実績を評価する場合には、次の表に掲げるところによる。ただし、当該工事と同種で同程度以上の施工実績を提出させ、その実績によって評価する場合には、この限りでない。

工事対象額	過去2年間の平均当該工種工事高
1千万円未満	特に指定なし
1千万円以上2千万円未満	1千万円以上
2千万円以上5千万円未満	2千万円以上
5千万円以上1億円未満	5千万円以上
1億円以上	当該工事対象額（千万円の位を切り捨てた億単位の額とする。）以上

※市内業者については過去2年間の平均当該工種工事高の1/2とする。

(5) 技術者数

次の表に掲げるところにより、主任技術者、監理技術者等の技術者を有すること。ただし、当該工事に配置予定の監理技術者の資格、同種の工事の経験等の経歴書を提出させ、その経歴等によって評価する場合においては、この限りでない。

① 土木工事

工事対象額	技術者数
5百万円未満	技術者1人以上
5百万円以上3千万円未満	主任技術者1人以上
3千万円以上4千万円未満	監理技術者1人以上
4千万円以上1億円未満	監理技術者2人以上
1億円以上	その都度定める。

② 建築工事

工事対象額	技術者数
1千5百万円未満	技術者1人以上
1千5百万円以上5千万円未満	主任技術者1人以上
5千万円以上1億円未満	監理技術者1人以上
1億円以上5億円未満	監理技術者2人以上
5億円以上	その都度定める。

(6) 工事成績

前年度において本市が発注した工事のうち、当該工種に係る工事成績評定及び工事成績簡易評定による評価結果が、次の表に掲げる区分に応じてそれぞれの評価点に満たない場合においては、他の者を優先するものとする。

区 分	平均点	個別点
工事成績評定による評価結果	65点	60点

工事成績簡易評定による評価結果	75点	70点
-----------------	-----	-----

4 共同企業体による入札

共同企業体による入札については、飯能市建設工事共同企業体取扱要領（平成18年12月25日決裁）に定めるところによる。

5 市外業者の取扱い

市外業者を指名業者として選定しようとするときは、近隣市に営業所を置く業者をなるべく優先するものとする。

6 大手・準大手ゼネコンの取扱い

大手・準大手ゼネコンの指名に当たっては、前年度に同種の大規模工事を受注した業者は、原則として指名しないこととする。ただし、近隣市内に主たる営業所を置く業者については、この限りでない。

附 則

この基準は、平成14年4月1日以後に建設工事の請負契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。

附 則（平成15年2月20日決裁）

この基準は、平成15年4月1日以後に建設工事の請負契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。

附 則（平成16年3月10日決裁）

この基準は、平成16年4月1日以後に建設工事の請負契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。

附 則（平成17年2月28日決裁）

この基準は、平成17年4月1日以後に建設工事の請負契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。

附 則（平成18年2月10日決裁）

この基準は、平成18年4月1日以後に建設工事の請負契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。

附 則（平成18年3月30日決裁）

この基準は、平成18年4月1日以後に建設工事の請負契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。

附 則（平成18年12月25日決裁）

この基準は、平成19年4月1日以後に建設工事の請負契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。

附 則（平成19年3月1日決裁）

この基準は、平成19年4月1日以後に建設工事の請負契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。

附 則（平成28年3月18日決裁）

この基準は、平成28年4月1日以後に建設工事の請負契約に係る指名業者を選定する場合について適用する。